

道路管理業務委託特記仕様書

第1章 適用範囲

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、福島県が発注する「あぶくま高原道路外 道路管理業務委託」に係る設計図書の内容について、必要な事項を定める。

第2章 共通事項

(共通事項)

第2条

- 1 受注者は、この委託業務を担当する福島県県中建設事務所長（以下「所長」という。）又は所長の指定する監督員の指示に従い、受注者の責任において業務委託発注書（以下「発注書」という。）、図面及び福島県土木部発行の共通仕様書（土木工事編）（以下「仕様書」という。）によって施工すること。なお、本特記仕様書は仕様書より優先する。
- 2 受注者は、発注書、図面及び仕様書に明示されていないものでも、委託業務の性質上当然必要な事項及び法令または慣例によって履行しなければならない事項は、監督員に確認して指示を受け処理すること。
- 3 受注者は、契約の日より監督員の指示を受けられる体制を整え、直ちに委託業務ができるよう準備することとし、業務計画書を速やかに提出すること。
- 4 受注者は、一件毎に発注された委託業務が完了したときは、直ちに完了届を提出し、検査を受けること。
- 5 本委託業務は、道路等維持管理業務の性質上、突発的な緊急業務に対処するため、指定工期として、休日及び祝祭日を含むものとする。
- 6 受注者は、委託業務における発生材（残土を含む）を速やかに跡片付けし、交通及び保安上の障害とならないようその都度監督員の指示する箇所に運搬し、適正に処理すること。
- 7 受注者は、委託業務実施時には必要に応じて道路保安施設、交通誘導員の配置等の安全対策を行うこと。
- 8 業務履行中に事故が発生したときは、受注者は直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに、監督員が指定する様式による「事故報告書」を提出しなければならない。
- 9 作業に伴う交通規制については、監督員と協議のこと。

第3章 主任技術者

(主任技術者)

第3条

- 1 主任技術者は業務の適切な履行を確保するため、業務担当者、作業員等を指導、監督しなければならない。
- 2 主任技術者は、監督員と密に連絡を取り、業務全体の発注計画を策定し、組合（共同企業体）各社との施工時期や人工等を調整、及び業務の状況報告、協議等を行うものとする。
- 3 主任技術者は、毎月1回監督員に業務全般に関する当該月までの作業進捗状況の報告を行うとともに、今後の業務の実施方針等に関して監督員と打合せを行うものとする。
- 4 主任技術者は、作業員が業務を実施している間は、監督員等と連絡がとれるようにしておかなければならない。

(履行する際の留意事項)

第4条

- 1 主任技術者は、本仕様書等で示された義務の適正な履行の確保に努めなければならない。
- 2 関係者は業務の履行にあたっては、県民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことのない様にする。
- 3 発注者の監督員等及び作業員との緊急連絡に対応するため、受注者は2以上の電話回線（携帯電話を含む）を確保しておくものとする。

第4章 委託区域

(委託区域)

第5条

本業務の委託区域は次の通りとする。

- 1 道路名 あぶくま高原道路 福島空港インターチェンジ～滝根インターチェンジ
主要地方道小野富岡線 あぶくま高原道路滝根インターチェンジ
～一般県道神俣停車場川前線交差点
- 2 道路延長 31.0km（あぶくま高原道路L=24.6km、小野富岡線L=6.4km）
- 3 道路の位置 起点 石川郡玉川村大字吉（福島空港インターチェンジ）
終点 いわき市川前町小白井

管理事務所の場所：石川郡平田村大字蓬田新田字金屋27-1

第5章 委託業務

(委託業務)

第6条

委託業務を以下に示す。ただし、特別な指示があった場合はこの限りでない。

- 1 総価契約業務
交通管理業務、道路清掃業務、除草業務、植栽管理業務
- 2 単価契約業務
道路維持補修業務、雪氷対策業務（凍結抑制剤散布、除雪）

なお、単価契約業務のうち道路維持補修業務については、1件の委託料は300万円未満とし、緊急を要する場合（災害時）は500万円未満とする。

第6章 交通管理業務

(管理時間)

第7条

交通管理時間は、終日とする。

(管理員)

第8条

- 1 交通管理は、交通巡視と情報連絡からなる。
- 2 交通管理は、平日の8時30分から17時00分までは管理事務所職員、交通巡視員1名、情報連絡員1名が行い、平日の17時00分から翌8時30分と休日は交通巡視員2名と情報連絡員1名で行うこととし、管理事務所（作業中の者を含む）に常に3名以上駐在するものとする。
- 3 交通巡視員と情報連絡員は相互に業務を兼ねることができる。
- 4 交通管理員が、交通管理業務に支障のない範囲で本道路の他の管理業務に従事することは

妨げない。

- 5 交通管理員は、発注者が発行する資格証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
- 6 8時15分から8時45分までは、業務引継時間とし、業務時間に含めるものとする。

(情報連絡)

第9条

- 1 情報連絡員は、福島県あぶくま高原道路管理事務所に駐在するものとする。事故等の異常時にはCCTVカメラ、気象観測装置、パトロール車からの報告等、各装置からの情報を見ながら、また、必要に応じ外部からの情報を入手し、迅速適切な情報提供により車両の安全を確保しなければならない。
- 2 情報連絡員は、非常電話等からの通報を受けた時は、交通巡視員と連絡を取り、速やかに事態の解消に努めなければならない。
- 3 情報連絡員は、道路の状況により道路の利用者へ早急に通知しなければならない情報がある場合は、道路情報板の操作を行い、道路利用者へ情報の通知をしなければならない。
- 4 情報連絡員は、通行規制が発生するような重要な事態を確認したときは、福島県あぶくま高原道路管理事務所長に報告し、指示を受けなければならない。

(交通巡視)

第10条

- 1 交通巡視員は、通常時パトロールの他、緊急時パトロール、緊急時の交通管理、雪氷作業時の交通管理等を行う。
- 2 通常パトロールは、昼間2回(午前1回・午後1回)、夜間1回の1日3回行い、主要地方道小野富岡線は、平日昼間午前1回に併せて週3回(月曜日、水曜日、金曜日)行う。
- 3 あぶくま高原道路(自動車専用道路)のパトロールは2名で行うことを原則とする。(平日昼間は、福島県あぶくま高原道路管理事務所職員1名+受注会社1名)また、一般県道(主要地方道小野富岡線)のパトロールは3名で行うことを原則とする。(福島県あぶくま高原道路管理事務所職員1名+受注会社2名)
- 4 パトロールにより異常を発見した場合は、速やかにその事態を解消するための道路上作業を行い、また、場合によっては情報連絡員と連絡を取り、道路を常時良好な状態に保つように努めなければならない。
- 5 交通巡視員は、通行規制が発生するような重要な事態を確認したときは、福島県あぶくま高原道路管理事務所長に報告し、指示を受けなければならない。

(緊急出動)

第11条

- 1 緊急出動は、通常の交通管理業務以外に必要な交通管理員の出動とする。
- 2 通常の管理業務以外に交通管理員の出動が必要な場合は次のとおりとする。
 - ・事故等により、本線上において交通規制が必要となったとき。
 - ・大雨警報等が発令されたとき。
 - ・本線上の道路管理において、片側交互交通の必要が生じたとき。
 - ・除雪作業等、本線上の作業において後尾警戒(自動車専用道路区間に限る)が必要となり、交通巡視員以上の人数が必要なとき
 - ・福島県あぶくま高原道路管理事務所長が緊急出動の必要があると認めたとき。

(貸与車両等)

第12条

- 1 道路パトロール車は貸与とする。
- 2 交通管理に用する物品は、貸与または支給を原則とする。

(その他)

第13条

業務に関し本仕様書による他は、「あぶくま高原道路管理マニュアル」による。

第7章 道路清掃・除草・植栽管理業務

(道路清掃)

第14条

- 1 路面清掃は、本線上の粉塵等を路面清掃車により清掃する作業とする。
- 2 側溝及び集水桝清掃は、道路に付随する側溝及び集水桝の土砂や枯草等を処理する作業とする。
- 3 路面清掃の実施回数は、4月から6月の年1回を標準とし、実施時期については監督員と協議して決定するものとする。
- 4 側溝及び集水桝清掃の実施回数は、6月から10月にかけての年1回を標準とし、実施時期については監督員と協議して決定するものとする。

(除草)

第15条

- 1 除草は、路肩、インターチェンジ内（車両の通行の無い部分）、法面部の除草を行うものとする。
- 2 実施回数は、6月から10月にかけての年1回を標準とし、実施時期については監督員と協議して決定するものとする。

(植栽管理)

第16条

- 1 植栽管理は、道路植栽の防除、剪定、施肥を行うための除草を行うものとする。
- 2 実施回数は、6月から10月にかけての年1回を標準とし、実施時期については監督員と協議して決定するものとする。

(貸与車両)

第17条

- 1 路面清掃に使用する路面清掃車（福島県道路公社所有）は貸与する。
- 2 路面清掃時や、路上作業時の後備警戒に使用する標識車は貸与する。
- 3 その他の業務を実施時に使用する車両等は受注者が持ち込む。

(貸与品)

第18条

道路維持作業において、次の品目については貸与または支給とするが、必要に応じ受注者が持ち込むものとする。

- 1 各種注意及び規制標識
- 2 ガードマンロボット（2基）
- 3 警告灯
- 4 回転灯

- 5 矢印板
- 6 セフティーラバーコーン
- 7 デリネーター
- 8 補修用舗装材
- 9 その他

(その他)

第19条

業務に関し本仕様書による他は、「あぶくま高原道路管理マニュアル」による。

第8章 道路維持補修業務

(作業内容)

第20条

道路補修は、突発的な事故による補修や経年の老朽化による補修等の軽微なもの（パッチング、区画線、ガードレール等）について行うものとする。補修項目については監督員と協議し、決定するものとする。

(貸与品)

第21条

道路補修作業においても、第18条に掲げた物品は貸与または支給とするが、必要に応じ受注者が持ち込むものとする。

(その他)

第22条

業務に関し本仕様書による他は、「あぶくま高原道路管理マニュアル」による。

第9章 雪氷対策業務

(凍結抑制剤散布)

第23条

- 1 凍結抑制剤散布は、路面凍結の恐れがある場合に凍結抑制剤を散布する作業をいう。
- 2 凍結抑制剤散布は、次の場合に出動する。
 - ・パトロールの結果、凍結の恐れがあると判断されたとき。
 - ・気象観測装置及びその他の気象情報のデータから、凍結の恐れがあると判断したとき。
 - ・福島県あぶくま高原道路管理事務所長が凍結抑制剤の散布が必要と認めたとき。
- 3 実績は、下記のとおりとする。
 - ・年度始めの稼働時間前の暖機運転等は30分、2回目以降は稼働前の15分とする。
 - また、稼働後の暖機運転等は15分とする。
 - ・連続不稼働2週間毎に30分間の暖機運転を実施する。
 - ・1日に2回以上出動する場合は稼働毎に計上する。なお、1ヶ月毎の稼働延べ時間を合計し、昼間及び深夜のそれぞれ1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 散布作業者の安全運転の徹底を図り、散布車には、運転手と助手の2名乗務とする。

(除雪)

第24条

- 1 除雪は、除雪トラックによる本線除雪（インターチェンジを含む）作業をいう。
- 2 除雪トラックは、次の場合に出動する。
 - ・パトロールの結果、除雪が必要と判断されたとき。
 - ・気象観測装置及びその他の気象情報のデータから、除雪が必要と判断したとき。
 - ・あぶくま高原道路管理事務所長が除雪が必要と認めたとき。
- 3 実績は、下記のとおりとする。
 - ・年度始めの稼働時間前の暖機運転等は30分、2回目以降は稼働前の15分とする。
 - また、稼働後の暖機運転等は15分とする。
 - ・連続不稼働2週間毎に30分間の暖機運転を実施する。
 - ・1日に2回以上出動する場合は稼働毎に計上する。なお、1ヶ月毎の稼働延べ時間を合計し、昼間及び深夜のそれぞれ1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 除雪作業者の安全運転の徹底を図り、除雪機械は、運転手と助手の2名乗務とする。
- 5 12月29日から1月3日は、休日単価とする。
- 6 凍結抑制剤散布車への凍結抑制剤積込（開封・積込・清掃）は、散布車の運転時間に含まれるものとする。

(貸与車両等)

第25条

- 1 凍結抑制剤散布車及び除雪トラックは貸与とする。
(保管場所 平田インターチェンジ内除雪基地)
- 2 雪氷対策作業に必要な標識車は貸与とする。

(支給品)

第26条

凍結抑制剤については支給とする。

(その他)

第27条

業務に関し本仕様書による他は、「あぶくま高原道路管理マニュアル」による。

第10章 その他

(福島県道路公社管理区間の維持管理について)

第28条

- 1 あぶくま高原道路については、福島県道路公社が維持管理を行っている区間もあるが、同一路線であり、管理水準も同じであることから、連携・連絡を行うこと。
- 2 業務に関し本仕様書による他は、「あぶくま高原道路管理マニュアル」による。

(貸与車両)

第29条

- 1 貸与車両の規格は次の通りである。
 - ・道路巡回車（パトロール車）：2台

三菱デリカ 2, 359cc、4輪駆動、LED標識搭載

日産エクストレイル 1, 997cc、4輪駆動、LED標識搭載（標識車を兼ねる）

・除雪車兼凍結抑制剤散布車：2台

10t級キャブオーバー型トラック、除雪幅2.95m、容量6.0m³

6t級キャブオーバー型トラック、除雪幅2.95m、容量3.4m³

・除雪車：1台

7t級キャブオーバー型トラック、除雪幅2.95m

2 道路巡回車及び標識車の燃料費は発注者が支払う。除雪車兼凍結抑制剤散布車及び除雪車の燃料費は、受注者が支払う。

3 軽微な車両の修繕は受注者の負担とする。

（交通誘導訓練）

第30条

1 交通管理業務の担当者及び作業員については、必要に応じ随時交通誘導訓練を行い、訓練に参加している要員を配置すること。